

## 産業建設常任委員会 記録

1 開会日時 令和5年6月23日(金)午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室

3 事 件

請願第1号 公共財としての種子を保全・活用するための施策を求める意見書の提出について

議案第67号 三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例の一部を改正する条例

議案第69号 市道路線の認定及び変更について

4 出席委員 弓掛 元, 重信好範, 新家良和, 鈴木深由希, 伊藤芳則, 新田真一, 増田誠宏

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【産業振興部】中廣産業振興部長, 松本農政課長, 原田農林振興係長, 高橋地域資源活用係長

【建設部】加藤建設部長, 行政土木課長, 井場部付課長, 森田建設係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○弓掛委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は7名であります。全員出席ですので、委員会は成立しております。本日の日程及び審査の方法につきましては、タブレットの産業建設常任委員会の令和5年6月定例会のフォルダでございます。審査順の通り行いたいと思います。本日の委員会では、初めに請願1件について提出者から説明をしていただき、その後、質疑を行います。次に、産業振興部の議案1件及び建設部の議案1件について執行部からの提案理由の説明と質疑を行い、その後、現地へ行き、市道路線の現地確認を行います。現地確認後、請願1件及び議案2件について、討論、採決、意見集約等を行っていただく予定であります。以上の日程で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ではそのように進めさせていただきます。それでは、会議に入ります。

請願第1号「公共財としての種子を保全・活用するための施策を求める意見書の提出について」の審査を行います。請願提出者の竹松さん、久藤さん、山本さん、森さんにお越しいただきました。ご多用の中、おいでいただき誠にありがとうございます。

本日は初めに、請願書の内容について説明をしていただき、その後、委員の方から質疑を行わせていただきます。時間は、説明と質疑を合わせて30分程度を予定させていただいております。また、本日の委員会審査は、ケーブルテレビで中継されております。映像やマイクによる音声の収録等の関係もございますので、発言はすべて着座のままお願いいたします。なお、発言される場合は「委員長」と挙手してください。私か

ら指名いたしますので、その後、発言を始めてください。よろしいでしょうか。

それでは挙手し、説明をお願いいたします。

○弓掛委員長 竹松さん。

○竹松さん この度、広島県農業ジーンバンクが3月31日で廃止されたんですが、それに伴い、広島県内保存備蓄、置いてあった種がですね、県民のかけがえのない共通の財産なんで、何とか広島県へ残し、次の代へ伝えていきたいという気持ちでおります。考え方は2023年2月26日に中国新聞が社説を出しましたが、広島県農業ジーンバンク廃止、農の将来見据え再考を、この考え方に沿っております。今日こういう機会いただきましてありがとうございます。その思いをみんなどういうふうにしてるかというのを伝えさせていただければと思いますので、東広島市で有機栽培したり、また同じようにこの請願を出されている森さんの方から話をしていただき、三次の農家で山本さんと久藤さんにおいでいただいているんで、それぞれジーンバンクを見学に行った時などの話もしていただいたらと思っております。よろしくをお願いいたします。開会にあたってのお願い、挨拶です。この請願書の内容については、概要として2月26日の社説、なぞっておりますので、県の方へその種子を保存して、さらに行って欲しいという意見書を、三次市議会から出していただくことを希望します。以上です。

○弓掛委員長 森さん

○森さん 私は東広島市で有機農業を営んでいます。広島県農業ジーンバンクの種子をお借りして、それを増殖して、それも生産して、販売することで経営を安定させてきました。私はですね、広島県有機農研究会の会員でもありまして、三次市の有機農業を営む農家さんと連携して、栽培技術の研鑽であったり、一緒にですね、販売を行ったり、いろいろ連携しながら取り組んでおります。この度ですね、ジーンバンク廃止の決定を受けて、広島県の食料の安全保障と農業の持続的発展というところで、かなり難しさが生じてくると思い、今回、請願の方を挙げさせていただきました。

これまでジーンバンクの役割としては、遺伝資源の保全と遺伝資源の直接的利用、この2つの役割を大きく担っていました。ジーンバンク廃止に伴って、種子の多く約6,000点は農研機構に譲渡されて、しっかり保全されていきます。これまで広島県農業ジーンバンクでは、実際にですね、適切な保全がされていたかどうかという、ちょっと不安な点があります。やはり種子っていうのは、どんどん生命力が落ちていきますので、5年とか10年に1回はやっぱり発芽試験して、発芽率が落ちていくと、やはり増殖するっていう作業が必要になってきますけれども、広島県農業ジーンバンクでは多い時で、1年間で100点ぐらいの種子の調査しかできておりませんでした。広島県農業ジーンバンクの保存する種子っていうのが約1万8,000点とありますので、その膨大な量の種子をですね、適切に管理できていたかということ、かなりちょっと不安な状況ではありました。そういったところで、農研機構に譲渡されるっていうところでは、しっかりですね、適切に遺伝資源を保全していくっていうところに繋がるので、その点はですね、とても感謝しております。一方で、資源の利用というところでは、農研機構に種子が譲渡された後に、種を引き出すことはできるんですけども、

種の利用に結びつくかという、不安な点があります。農研機構に譲渡された後は、種子のリストですね、植物名と学名と品種名と品種和名、これが掲載されたリストが出てきます。その特性が特に書かれていない状況で、例えば農家が農研機構にある種子を選択するときに、どういった作物か、どういった特性のある品種なのかというのが全くわからない状況で、まず種子を選択することが困難になります。今までは広島県農業ジーンバンクの職員の方が、例えば農家が希望する作物に対して、こういった種子が品種がありますよということで、いくつか選択肢を与えていただいて、その中から選択することができました。農研機構に譲渡されてからは、そういった種子の説明をしてくださる方はいらっしゃいません。農家がピンポイントで品種を選択して申請して、種を配布していただくという作業になっていきます。で、農研機構は、教育機関とか、研究目的に利用というのが仕組みができていますので、農家が利用していく、今ちょっとハードルが高くなります教育とか研究目的では、あらかじめ品種のことを調べて、ピンポイントで種の申請をしていきますけれども、農家にとってはそれがちょっと難しくなっていきます。また、在来種の品種を選択できたとして、そのあとに実際栽培できるかとなると、特殊なですね、栽培の技術が必要になってきますので、種取りの栽培の仕方とか、作物の栽培の仕方というのは特徴的なものがあります。そういったものは、広島県農業ジーンバンクの職員さんから、栽培技術とか野菜の利用の情報の伝達、そういったものがありましたので、実際の利用と販売、そういったところに結びつけることができました。そういったところで、実際、遺伝資源の直接的利用、そこに結びつくかどうかというのが、かなり不安があります。

ジーンバンクというのは、農業振興と文化の形成に大きく寄与してきており、広島食文化の持続的豊かさを保障する要でありました。やっぱり遺伝資源の保全と遺伝資源直接的利用、この2つがあったからこそ、これまでそういった形で農業の基盤ができていたと思います。それがですね、遺伝資源の直接的利用、これが難しくなっていくと、食料の安全保障とか、広島県の特色ある農業の持続的発展、そういったところで難しさが出てくるのではないかと考えています。最近コロナ禍とかですね、ロシアの件がありまして、今購入する種子っていうのは、どんどん値段が上がっていますし、手に入らなくなる種子っていうのも、どんどん増えてきてます。例えばカブの品種、黄色のカブとかですね。じゃがいもでいくと、グランドペチカという品種とかですね。そういったものは、そういった海外の情勢とかですね、また、種の生産地がやっぱり気候変動によって、昨年豪雨被害を受けて、種芋の供給ができなくなるとかですね、そういった要因で種の入手がどんどん困難になってきてます。一方で広島県の農業ジーンバンクが保存する種子というのは、固定種在来種であって、種取りができる、自給できる種子であります。農業というのは、今ほとんど、海外の支援に依存してますけれども、また自給できる地元にある種、それを利用することで、やっぱり持続的な農業に結びつくと考えてます。そういった点で、広島県農業ジーンバンクが担ってきた役割というのを、何かしらの形で継続していただきたいと思っております。以上です。

○弓掛委員長 久藤さん。

○久藤さん 私は神杉の農家で、三次市とJAの共同で行っておられる薬草、畑の管理も手伝っております。

それで、現在急速に温暖化や異常気象が進んでいます。それで私の祖父、父の時代には、蔵の中にいろいろな種子が大切に保存されていました。野菜種子を買うにあたり、裏書を見ると、ほとんどが外国製ばかりです。私たちは子育てが終わって、子どもや孫たちの将来のために、安全な種子、食の安全安心が大変心配しております。ぜひジーンバンクを残してもらうために、市からの要請を強く要望してください。今こそ、種子の大切さ、食の安全を原点に戻り、考えるように要請してください。異常気象が進んで、日本は自給自足も大変低いと報道されています。本当実際にそうだと思います。私たち女性は台所を預かる女性として、体は8割が食べ物からできているということも、ちょっと勉強する中ではありますが、ぜひ日本からある在来種、いろいろなものを、安全、食の安全ですか、原点に帰って考えてもらいたいです。以上です。

○弓掛委員長 山本さん。

○山本さん 私は向江田町で農業しております。もう高齢化で大変なんですけど、2年前、ジーンバンクに行ってみて、種子の採取の仕方をちょっと習ったんですけど、種子の取ること自体がすごく大変なんです。今ほとんどが改良種になってます。改良種はもう1年で種が終わりなんです。だから、今売ってる種はほとんど後世残すことができません。やっぱりジーンバンクでちゃんと保存してもらって、それをまた生産するまでには、3年～4年かかるんですね。分けてもらった種を自分が栽培するまでに増やすためには、F1ばかりは消費者さんの要望もかなり入ってるんです。形が綺麗で、そろってて、色が良くてとかいうのは、ある程度消費者さんの要望もあるんです。なんでそれもいいんですけども、やっぱり地元で作れる野菜を地元の者が食べる、それが一番だと思うんです。なんで今私も何種かは種子を取るようにして、栽培してるんですけど、やっぱり買った種よりも、作りやすいし、元気だし、土で作った野菜の味も全然違いますので。そのように私も努力して作ってるんですけど、もう種子も今残ってる種子も、なかなか保存がききません。家でとった種子は、1年ぐらいでもう芽が出なくなったりするんで毎年毎年作るし、取る必要があるんですね。ジーンバンクみたいところでちゃんと保存してもらって、それをまた生産者が復活させるいうのもすごく大事だと思うんですね。で、その風土に合った、三次なら三次に合った野菜の種子というのが、やっぱり今ないんですねなかなか。そういうのもやっぱり、大事だと思うんです。広島県だったら広島菜、長野へ行ったら野沢菜とか。そういう風土に合った野菜を作ることが、やっぱり人間の体にとってもいいと思うんですよね。なのでそういうことも踏まえて、やっぱりジーンバンクの大切さというのは、ずっとひしひし感じながら、農業しています。だから、しっかりのジーンバンクを残すように、皆さんのお力を借りたいと思います。以上です。

○弓掛委員長 質疑をお願いいたします。

増田委員。

○増田委員 主に大きく1点ほどお伺いしたいんですが、先般、水曜日ですかね、中国新聞の方でも報道されておまして、ジーンバンク自体は3月末で廃止っていうことなんですけど、そうした状況において先ほどのご説明の中で、食料の安全保障とか利用に結びつか不安とか種子の選択は困難とかいう部分でご説明い

ただいたんですが、この廃止された状況において三次市として意見書を出すにあたって、一番のやっぱり部分ですよね、一番ちょっと今回請願で訴えられてるのが、多分ジーンバンクがなくなった新たな環境に対応していける施策、体制やシステムが求められる。ちょっと飛ばしまして、公共財としての種子の保全と活用を求める施策を求めるという辺りが一番大きな趣旨なんかと思うんですが、こういった部分で一番県にどういった施策をしていただきたいとかっていう部分がありましたらちょっと、そのあたり少しご説明いただきたいと思います。

○弓掛委員長 竹松さん。

○竹松さん 施策、これ県民でですね、一生懸命社説でも書いてますが、広く意見を募って、いう書き方してます。逆にいえば狭い範囲、県議会と県の執行部のちょっとしたところだけで、今回の話出とるんですが、そうじゃなくて、こういう有機農家とかの声をもっと集めてどういう種の保存の仕方が必要なんかいこうところをやっていただければというのが一番の思いです。その意味では、先ほど森さんが話しされましたが、そういう視点もあろうと思いますし、また、他の視点が出てくるかも思ったりします。いずれにしろ、今進められてる話は狭いところで出されて、広く言われとる意味ですから、そういうことをして、県民の共有財産を県民の共有意識で、どう残すなり、あるいは委託するなりいうことをして、5年後でなしに、次の世代が、やっぱり活用できるいう形を作っていたらというのが私の気持ちです。だから個人的に、どういう政策でなきゃいけないと言うことは言い切れませんし、今控えさしてもらっているというのが本音です。今、他の3人からあった気持ちが総括的な気持ちだと、私は思っています。よろしく願いいたします。

○弓掛委員長 森さん。

○森さん 種子の廃棄予定だったものを活用してくださる方針に変更して下さって、その辺はですね、県の方も誠意を見せて下さって大変感謝しております。ただしですね、種子の活用に結びついているかという結構疑問があります。県からですね、教育機関と市町への配布が始まってますけれども、まず希望を取る段階で期限が決まっています。1ヶ月以内にこの種子リストの中から希望するものを申請してくださいという、その短期間で申請するのも結構難しさがあります。本当は、過去から本当大切に引き継がれてきたかけがえのない種で、先祖代々で守られてきた種、大切な本当に生きた文化財ではあると思うんですけれども、やっぱりそれを大切に活用していくためには、やっぱりしっかりとした目的とですね、計画、体制整えて、やっぱり受け入れていかないと、本当適切な活用には結びつきません。現在ですね、私の知ってる範囲では、市町から希望する種子を挙げてるところでは、過去に例えば市内で利用があった品種とかですね、そういったものに限られていて、とりあえず申請して市町が引き受ける、ただそこで止まっておりますので、それをどう活用するかというところが、まだですね、検討できていません。なので、しっかりですね、種子が活用できるように目的とですね、その計画を持ってですね、配布していただきたいと考えています。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。

新田委員。

○新田委員 はい。請願書の中から何点かお尋ねしたいんですけども。まず、どういう施策を求めるとい  
うのは、広く皆さんの意見を聞くべきだというお答えだったんですが、この文章の中に、今まではジーンバ  
ンクを広島県森林整備農業振興財団が委託を受けて運営管理していたということですよ。まず、この森林  
整備農業振興財団というところの財団、わかる範囲で結構ですから、こういうことを目的でこんなことをし  
ているっていうのがわかったら教えてください。それが1点。

続いて、今の種のほとんどが国立研究何とか機構に行くんですよ。だけど、135点を農業技術センターへ  
譲渡し、って書いてある。だから、ほんのちょっとは広島県へ残るといことなんですけども、これは今言  
われた各市町村へ申請を出して、どういうふうにするか、運用するかどうかの今後進  
めるのはここということになるんですか。農業技術センターということになるのかな。それで、今の多分、  
数の問題や技術センターの、どういうんですか、役割とか運営の問題で、まだまだだというふうに言われたい  
のか。そんな機能なんかとても看板だけではありませんって言われたいのか。いや、ちょっと期待する部分  
があるのか。そういったのがある中での意見書だろうと思うんで、考えてくれよという意見書出すわけです  
から、ちょっとその辺の可能性とか、現状がわかる範囲で教えてください。

○弓掛委員長 竹松さん。

○竹松さん 森林整備については団体ですが、その広島県の合同庁舎、三次にあります、建物の裏に鉄  
筋コンクリートの2階建てみたいな、建物小さいのがあるんですけど、あそこにこの支部があります。それか  
ら庄原にも、それからもう1ヶ所、事業所として八本松にあります。三次は、主に牧草とか何とかかんとか  
言うようなのを今事業としてやっています。庄原は林業関係。それから種の多くのことについて、東広島八本  
松っていうようなところが聞いております。その機能で十分か不足なのかという問題は、私よりも森さん  
の方が詳しいんで、そちらから説明させていただければ嬉しゅうございます。

○弓掛委員長 森さん。

○森さん まず、農業技術センターに譲渡される135点っていうのは、特定品種と言われるもので、稲、麦、  
大豆でほとんど稲です。野菜は1品目1品種だけですので、基本的にですね、野菜は入っていないので、そう  
いったものを利用することはできません。農業技術センターに譲渡されたものは、やはり研究とかの目的で  
利用していきますので、生産者への貸し出しとかですね、配布っていうのは、基本行われません。その種子  
の保全・活用について、やはり先ほど私がお話した、進めさせていただいた遺伝資源の直接利用っていうと  
ころですね、やはりそこは困難になってきますので、広島県の直営とかですね、新たな県民協働という形と  
かですね、県が主体的に関わって、公共財の種子、広島の在来作物とかですね、すでに特性のわかっている種  
子、そういったものに絞ってですね、しっかり地方の行政で管理できるぐらいの規模ですね、そこに規模で  
しっかりですねジーンバンク、一般的にはシードバンクって言われるんですけども、シードバンクとして  
の機能をですね、ぜひ継続していただきたいと考えております。以上です。

○弓掛委員長 新田委員。

○新田委員 農業技術センターぐらいでは、ある意味、ほぼバンクとして多くの農家の皆さんへ貸し出すということについては、ほぼ当てにはならないというふうに聞いてよろしいですか。わかりました。

もう1点。財団の分は、財団総体でっていうよりも事業が分けてあるということですか。

○弓掛委員長 竹松さん。

○竹松さん 私も財団そのものの勉強は、あんまりしておりません。ただジーンバンクは、元はそこでなしに、1989年12月に設立されてるんですが、その時には、それ以前の声も聞いたんですが、広島県開発農業協同組合のようなのが1970年代まであったわけですが、これの解散、開拓の農協の解散、整理したとして、精算したら剰余金のできたので、剰余金がそれを寄付したものが、県の方として財団、どう変化してこう変えて、開拓農協の人なんかと相談したところ、種という形で残していこうと。で、3億円の基金を作って、ジーンバンクを運営していこうと。一部に精算で出てきたお金を寄付してもらったのを入れようと。入れて運用していこうということになったというのを聞いています。

これは布野の観光リンゴ園をやっておられる三浦さんのところへ行って借りてきた本です。三浦さんのお父さんのミツルさんが、精算するときの、最後の組合長だっていることを聞いたので、行って話を聞き、息子さん、私と同じぐらいの年の方ですが、聞かしてください言うたら、こういう本があるから持って帰って一遍読んでみなさいって貸して下さったんで、持ってきて紹介させていただきました。ようなことですから、一番最初から森林整備事業のところに、ジーンバンクが引付いてたということではないということなんです。途中で組織変更とかいろんなことあったりして、とりあえずあそこに運営を委託したという形で来たということなんです。以上です。

○弓掛委員長 新田委員。

○新田委員 2つ目にお聞きしたかったのは、全国でもこういった組織はそんなにはできてないというふうに聞いておりますが、その全国的な情勢としてわかることがあれば教えてください。もう1つ。いわゆる農業振興を進めていく上で、一般的にはここにJAという民間のがありますが、そことの関係というか、ジーンバンク等、あるいは有機農業等をめぐってのことはどういうふうになっているのかというのを知りたい。

○弓掛委員長 竹松さん。

○竹松さん 全国の状況ということですが、県でこんなに大きなのを持ってるのは、広島県以外に私は聞いてません。お隣の岡山県にも似たジーンバンクのようなものがあるんですが、そこは広島のように規模も農家へ貸したり指導したり、森さんが種をもらってやってきたという話が出てましたが、そういうあんまり事例聞いてません。それから今日、少しだけの種を特産の種としてやろうというようなことで抱え、県の政策としてやるっていうのは、長野県があるとかいうふうには聞いたりしています。長野県はそれを、県の種子条例を作った時に、条例の中で保護していこうと、というような書き込みをしておられたように覚えています。広島県の場合の運用は、森さんの方がずっと農協との関係は、私詳しくありませんが、農協を通して種を言われてもジーンバンク通じると思います。一番最初、私もジーンバンク置いていて、言ったときには三次農

協の方にも紹介してあげますよって言っていただきましたんで。ざっぱくですが、以上です。

○弓掛委員長 森さん。

○森さん まず全国的な展開ですけれども、やはり種子法の廃止と種苗法の改定というのがありまして、やはり地域の民間組織、地域の現場レベルで種子を守っていくような組織が今どんどんでき上がっています。全国各地で伝統野菜の復活っていうのも、どんどん今広い広がりを見せておりまして、そのモデルとなっているのが、広島県農業ジーンバンクになります。さらに全国だけじゃなくて、世界的にもですね、小農の権利宣言とかですね、国連が謳う中でやっぱり、広島県農業ジーンバンクの種子の利用システムですね、公的機関が保全して、それを県民に貸し出すという、これが1つのモデルとなって、かなり注目をされております。

もう1つはですね、JAとの関係というところなんですけれども、やはり県が主体的に関わってくださることで、JAがですね、協力をしてくださいます。新しい品種を栽培して、その栽培の試験の協力とかですね、あとは販売の支援とかですね、やはり県が関わってることでスムーズにですね、JAさんの支援をいただくことができしております。もし県が関わってなければ、個人農家レベルではそういった支援というのは、基本的には難しくなっていくと思います。なので、県が主体的に関わってくださることで、実際の利用と販売っていうところにも、JAが応援して下さって農業に結びついています。以上です。

○弓掛委員長 新家委員。

○新家委員 実態がよくわからないんで、質問の内容がちょっとピントがずれるかもわかりませんが、何点かお聞きしたいと思うんですが、今回、三次市議会宛に請願書を出されましたが、同じように、東広島市議会へも請願書を出されておると伺っております。またそれに先駆けて、広島県議会の議長宛に、陳情書を出されておりますが、広島県議会での議会としてのこの陳情書への取り扱いがどのようになったのか、まずお聞かせください。

○弓掛委員長 森さん。

○森さん 陳情書につきましては、誠意を持って対応してございまして、当初ですね、種子の6,000点は農研機構に譲渡して135点は農業技術センターに譲渡して、残りの約1万2,000点の種子は廃棄する予定となっておりましたけれども、その1万2,000点の廃棄予定の種子の活用を検討して下さるようになりました。その結果ですね、一昨日の新聞に掲載されておりましたように、教育機関とか全国の農業試験場への譲渡というのが進んでいる状況です。以上です。

○弓掛委員長 新家委員。

○新家委員 広島県議会として、陳情を採択されたかどうかというのが聞きたかったんですが、今、ご回答いただいた内容は、農研機構へ譲渡しない種子の活用方法の検討ということで、当然ジーンバンクを守る会からの要望があつて、広島県の予算特別委員会で、農林水産局長から譲渡を行わない種子については、直ちにすべてを廃棄するのではなく、利用者の皆様や市町など関係者のご意見を伺いながら、有効な活用方法について検討して参りたいと考えております、という答弁をされて、いくつか紹介されてたの言っておられる



のも聞いておるんですけども、今回のジーンバンクの廃止に伴う請願を出されたことに対してですね、この広島県の農林水産局長が回答された内容では不十分だということで解釈してよろしいのでしょうか。

○弓掛委員長 竹松さん。

○竹松さん 十分か不十分かという話であればですね、元の話に戻るのですが、もう少し広く論議して進めてほしかったということであるんですが、実は市町への譲渡とか研究機関への譲渡、これはいい面あるんですが、八本松に今1万8,600ある、あそこへ種を抱えて取る機能を簡単に言えば消滅さすことになりますんで、それが非常に大きな問題だと。で、これは改正種苗法の時にも請願させてもらって、国へ意見書を送ってもらったんですが、改正種苗法の視点から見れば、あそこに1万8,600の種がまとまってあるということが、非常に大きな意味を持つ。あれが、小さく分散してしまえば、データとしてあるいは外国の企業から、種の問題を起こされたときに、現物をこっちに持って反論していく、データを持って反論していくということが今ならできんですけど、あそこにある機能をなくしてしまうと、それができなくなるというふうな状況になっていく恐れがあるんで、できるだけあそこに今ある機能を残して欲しいという思いがあって、そういう書き方にもしております。改正種苗法で何でそういうふうな時間が足りなくなりますんで、控えさしていただきますが、そういう視点は、今回、県の検討はされてるか言うたら、されてなかっただろうと思っています。

○弓掛委員長 新家委員。

○新家委員 今回、三次市議会に出された請願の内容については、冒頭にも同僚議員からありましたけども、公共財としての種子を保全・活用するための施策を求める意見書を提出するとあるんですが、今のご回答からすると、ジーンバンクそのものを将来的にも残して欲しいと。具体的に言うんですけどね、そういうことでよろしいのでしょうかね。

○弓掛委員長 竹松さん。

○竹松さん はい。基本的にはそういう思いがあります。ただ実際にそうでない形になつとるんで、国に送ったり、あるいはもう少しは、市町へ出したり始まってのんですが、今ある機能、やっぱり何とか残すことができないかという気持ち、書いた時点ではありました。

○弓掛委員長 森さん。

○森さん ジーンバンクの種子はですね、しっかり保存・保全されていくんですけども、やっぱり利用に現状で結びつかないと考えております。私も種取りをして農業行っていますけれども、やっぱり気候変動の影響で、年々種取りっていうのも難しくなっております。自家採取している農家においてもですね、種取りを失敗するケースが増えてきております。失敗した時に、今までですと、生産者同士で種を融通し合うとかです、そういったことで種の入手っていうのは安定していたんですけども、生産者自体が少なくなっておりますし、種取りされる農家さんも減ってきていますので、やっぱり公的機関でしっかり保全されてるところ、しっかり貸し出してくださるところがあるということで、本当に心の拠り所というか、本当に不測の事態が生じたときに、そこからですね、種はまた引き出して利用することができてます。

しかしですね、やはり農研機構に譲渡された後ですと、種を引き出す時にも、やはり申請書が必要で特性試験を行うとかですね、その栽培試験を行って、その結果を踏まえてですね、今度は利用の申請ですね、権利の譲渡という申請をしていかないといけないので、かなりですね、手間と時間がかかってしまいます。本当に食糧って切らすことができません。やっぱり種を切らすこともできないので、本当、不測の事態が生じたときに、やはり身近なところで種がないとですね、将来何か起きたときに、危機的な状況が起きるんじゃないか、そういった懸念もあります。従ってですね、遺伝資源というのはしっかり保全されるんですけども、遺伝資源の利用の仕組みですね、ジーンバンクそのものじゃなくてもいいんですけども、ジーンバンクが担ってきた機能、種子の利用システムですね、そこをですねしっかりですね、また引き続き広島県の政策の中で考えていただきたいと。思っております。以上です。

○弓掛委員長 新家委員。

○新家委員 広島県農業ジーンバンクが3月末で廃止になりました。廃止する理由として広島県が挙げておるのは、1つは財政上の問題ですね、それからもう1つは利用が低迷しておるということを挙げてますけども、実際にその三次市、例えば三次市の農家さんで、このジーンバンクの種子を利用されておられる方がどれくらいおられたかということと、廃止になって、そういう方が今度は実際に種を得られなくなるんであろうと思うんですけども、具体的にはどういう影響が実際農家の皆さんに出てくるのかということをお教えください。

○弓掛委員長 竹松さん。

○竹松さん 例えば、今全国で有機野菜を学校給食に使おうという動きが出てきています。国会でも超党派の、そういうことをしようという議員グループができたというふうに聞いてますが、この前は東広島で有機野菜で学校給食をやろういうたら18%ぐらいしか賄えないというようなニュースは出たりしておりました。それをひっくり返すと、地域で有機野菜を作る人を増やさないといけないということですが、在来の作物が有機には非常になじみます。それを拡大しようとしたときに、まさにジーンバンクがあってくれば、相談もできたし指導も受けられたんじゃないかというようなことになりかねないんじゃないか、今のままだったらなりかねないんじゃないかと思うんです。有機野菜を作る。それを学校給食へ出して、子どもたちにいいもの、おいしいものを食べてもらう。こういう施策と結びついたときに、今問われた質問の課題がものすごくはつきり見えてくるんじゃないかと思っております。よろしく願いいたします。

○弓掛委員長 森さん。

○森さん 三次市内での利用者数とか事業者数、ちょっと具体的に把握してませんが、私、広島県有機農業研究会に所属しております、その中で三次市内の農家さんが10数名いらっしゃいます。その中で、実際自家採取されている方、私を知る範囲では4件あります。これから新規就農を目指す方で研修中の方が今2名おりますけれども、その2名は広島の伝統野菜ですね、やっぱり地域に根差した形で農業をしていきたい、広島の伝統野菜を作っていき、生産から販売、飲食店も経営して食べる場所までですね、やる事業を考

ながら、今研修を受けております。今後ですね、ジーンバンクが廃止になっての影響というところでは、そういう在来作物の種子の入手が困難になっていくところから、実際の生産が困難になっていくということが考えられます。やはり皆さん基本的にはジーンバンクから種子を借りて、そこから増殖して、増殖した種を利用しておりますので、それが難しくなると、やっぱり生産も難しくなっていくことが考えられます。

さらにはですね、例えば、在来種の利用が減っていくとですね、稲の場合だと、例えば、今は県内で10種類ぐらいの品種が栽培されておりますけれども、明治28年には500種類ほど生産されておりました。そこから県とかですね、JAの奨励が始まって、いくことで、10種類程度、約100年で品種が10種類程度になっていきました。同じようにですね、野菜在来作物の量が減っていくとですね、今県内に種子の多様性がある状況がやっぱり100年後にはですね、かなり多様性が減少して、未来はですね、どんなニーズがあるかわかりません。気候変動対応とかですね、消費者のニーズの面もあると思うんですけども、そういったニーズにこたえられる、こたえていくためには、県内でいろんな品種の多様性があることが重要です。なので、多様性がですね、減少していくと、将来の農業とかですね、食糧にこたえられなくなっていく、そういった課題も考えられます。はい。以上です。

○弓掛委員長 新家委員。

○新家委員 三次市が今農家さんに推奨しとる野菜として、アスパラとか白ネギとかホウレンソウとかいろいろありますけども、そういう振興野菜といいますか、三次市が推奨しとる野菜などの農家さんもジーンバンクから種をお借りして栽培されとるんでしょうかね。

○弓掛委員長 森さん。

○森さん はい。アスパラガスとかですね、ネギとか、最近はショウガとかですね、推奨されてる、農家さんも、そういった在来種もですね、同時に栽培しております。以上です。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ないようでしたら、以上で請願第1号の審査を終わります。請願提出者の皆様ありがとうございます。

ここで説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(執行部入れ替え)

○弓掛委員長 次に議案第67号「三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 議案第67号「三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)」についてご説明申し上げます。

本案は、三次市ハイヅカ湖畔の森の指定管理者の指定期間が令和6年3月末をもって終了することに伴い、指定管理者の公募を実施するにあたり、関係条例である三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例の一部を改正しようとするものです。その内容は、当該施設の管理における継続性・安定性の向上を図るため、指定期間を3年から6年間に変更しようとするものです。説明は以上です。

ご審査の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○弓掛委員長 質疑を願います。

新田委員。

○新田委員 6年に長くするのは継続性・安定性というふうに今ご説明がありましたが、ハイヅカの指定管理料が減額されてるのは、これは継続性・安定性の上ではどうなのでしょう。それから、どうなのかっていうのは私よくわからないんで、だんだん下がっていく方が安定性を増したんだと判断したのか。あるいは、いや、逆なのか。それとハイヅカ湖畔の森の業務実績みたいなことは、ここでお尋ねして答えていただけるのでしょうか。

○弓掛委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 指定管理料の件でございますけれど、従前は年間480万円で2年前に公募をかけております。この指定管理者からの申請が400万円ということで提示をされましたので、その金額をもって指定管理料としております。

○弓掛委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 収支の状況でちょっと令和4年度報告をさせていただきたいと思います。収支の部の方で、1,292万2,249円。支出の部がですね、1,056万8,126円ということで、差し引き235万4,123円がプラスということになっております。ただこの中には、前年度からの繰越金とかですね、コロナでの助成金等も含まれたものでありまして、実際に収支、それを差し引きしますと、61万7,123円が補助金を除いた収支ということになっております。

○弓掛委員長 新田委員。

○新田委員 収支が60数万円っていうのが、どう評価するのかっていうのは私よくわからないんですけども、6年に延びることで、安定性・継続性ですか、そのためにするとすれば、これはいや、もっと、その300万、400万になって欲しいのか。60万程度で推移することで、ほぼほぼ達成できるのか。ちょっとその評価の問題が、どう考えられますかというのが1点。

それから、ちょっと私気になってることが1つありまして。あそこワーケーションの施設が完備されたというのが1つの売りだったというか、だと思っんですけども、この利用状況は、もしもわかれば教えてください。以上です。

○弓掛委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 まず令和4年度評価をした場合にですね、やはり60何万プラスにはなっております。指定

管理者の方でかなり企業努力をされております。実際には例えば人件費をかなり当初の計画よりはかなり抑制をされておりますし、また光熱水費も当初出された計画より、最終的にはかなり圧縮されて努力をされてるところが非常に大きくあります。今後その指定管理料につきましては、現在400万円での設定ということになっております。引き続き、次回の公募もこの400万円の設定で考えておりますが、社会経済情勢等から今考えていく中でですね、それはその都度都度、その状況は指定管理者と協議をしながら適正な指定管理料かというのはですね、やはり収支をこれからも見ていながらですね、適正に管理料のところは検討して、見直しをする場合はそういったところは見直していきたいというふうには考えています。

○弓掛委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 コワーキング施設、ワーケーションの施設の利用状況でございますけど、令和4年度につきましては、年間と言いますと61回の利用で238名が利用しているという実績になっております。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。

新家委員。

○新家委員 今の質問に関連してですが、コワーキングの61回238名というのは予測に対してどうだったかということと、キャンプ場の稼働率もあわせて教えてください。

それから今回、6年間に期間を延長するということは当然、指定管理者の方が経営戦略を立てやすいということも考え方の1つにあると思うんですけども、今開発されておらないテニスコートですよ、旧テニスコート2面あったかと思うんですけども、それらについて、この指定期間の延長と合わせて、行政の方であそこをもう一遍テニスコートとして復活、もしくは他の目的で開発するとかというような計画は行われるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○弓掛委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 まずキャンプサイトの利用状況でございますが、利用回数がですね、令和4年度668回、利用人数で1,747名が利用されました。稼働率をですね、これ365日一応年中無休で運営をされてるということで考えますと、12.2%の稼働率ということになっております。これは15サイトのテントが張れるという状況で計算をした場合の稼働率で約12.2%ということでございます。それとテニスコートのところを、現在実際に使われているのは2面中1面しか使えていない状況です。1面やはりちょっともう、かなり劣化をしておりますので、使えない状況。先ほど議員さんおっしゃられました通り、市としては現状では整備計画は持っておりませんが、現在の指定管理者との協議の中では、指定管理者もやはりそこが使えてないスペースになってるので、例えばキャンプサイトへそこを変えようかというところはですね、ちょっと今検討をさせていただいてるところでございます。ただ実際には来年度からすぐ整備計画へ入れて、市が予算を組んでやるってところまではまだその協議はできておりませんので、今後また指定管理者と協議を詰めていきたいというふうに考えています。

○弓掛委員長 新家議員。

○新家委員 キャンプ場の整備が大変素晴らしくできておると私は思っておりますが、今聞いて、稼働率が極めて低いですね。甲奴の弘法山なんか最近随分キャンプで訪れる方がおられるんですけども、それらに比べても12.2%という稼働率は低いと思うんですけども、どうなのでしょう。

○弓掛委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 令和4年度につきましては、確かに新型コロナの関係もまだありましたので、その影響も少なからずあると。ただゴールデンウィーク明けにはこれ、今年度なんですけど、今年度のゴールデンウィーク明けに5類が変わって、それ以降のやはり予約というのはかなり増えているというふうに聞いておりますし、稼働率はもう令和4年に比べて、令和5年度はかなり上がってきてる。ただですね、やはり土日の稼働率がいいんですけど平日がやはりちょっと問題があるというのが1点。今回ですね、全国的なキャンプサイトのところへ「なっぷ」というところの予約サイト、これここへ指定管理者が登録されましたので、これでやはり全国からそういったのを見られて、やられてるところは、非常にキャンプの利用率の増加に繋がっているというふうに聞いておりますので、県外からも確かに見させていただいたら、実績見させていただいたら県外からの利用者も増えてるというような状況でございますので、この1年は若干稼働率が不十分だった面もあるんですけど、今年度は徐々に上がってくるものというふうに期待はしております。

○弓掛委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ないようでしたら、以上で議案第67号の審査を終わります。産業振興部の皆様、ありがとうございました。

ここで説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(執行部入れ替え)

○弓掛委員長 次に、議案第69号「市道路線の認定及び変更について」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

加藤建設部長。

○加藤建設部長 それでは議案第95号「市道路線の認定及び変更について」ご説明申し上げます。本案は、市道路線の認定基準を満たす、八次227号線の認定及び八次88号線の終点を変更することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めようとするものであります。

まず、市道八次227号線ですが、市道八次88号線の道路整備におきまして、終点をつかえたことにより、旧市道は今後も生活道路としての利用が見込まれることから、新たに市道として認定をするものです。始点は畠敷町1941番6地先で、終点は畠敷町字向山10488番2地先です。

次に、市道八次88号線は、三次学校給食センター整備に係る道路整備に伴い、終点部である交差点をつかえたことにより、本路線の終点を変更するものです。終点は畠敷町1942番1地先です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○弓掛委員長 質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 市道八次88号線ですね、この方なのですが、現在終点側ですね、終点側の方、舗装されていない状況なのですが、給食調理場が9月に供用開始っていう部分で7月ぐらいに舗装って聞いてるんですが、その辺りは予定通りなってるのか、お伺いします。

2点目として、調整池の工事の関係で起点側の国道側に降りれない状況で当面は職員や納品業者、そうした配達車などもすべて終点側の市道宮森宮田線側に出てくるんですが、この市道宮森宮田線は通学路でもあるんで、教育民生常任委員会でも議論になってましたが、交通安全施設、例えばカーブミラーとか、もしくはこれちょっと警察の関係なのかもしれないんですが停止線など、そういった安全についての部分っていうのは、ちょっと考えていかないのか、2点ほどお願いします。

○弓掛委員長 行政土木課長。

○行政土木課長 舗装の予定ですけども、市道宮森宮田線から、給食調理場の入口の交差点部につきまして、給食センターの運用開始するまでということでも申し上げておりましたけれども、一応予定としては来週にはですね、舗装を施工するような予定としております。

それから、市道宮森宮田線との交差点につきまして、交通安全対策ということで警察等でもですね、事前に協議はしております。その中で、今後停止線等が必要になるかもわからないということでありましたんで、当面は外側線を市道宮森宮田線の方に接続するというような工事の内容を計画しております。今後のですね、運用開始した状況の中で、課題等が出てきた場合にはですね、その課題に対してどういった対策がいいのかというのを検討しながら対応していきたいというふうに考えてるところです。

○弓掛委員長 増田委員。

○増田委員 はい。2点目の安全対策なんですけど、今後運用開始してからっていうんで、当面は給食調理場関係だけの出入りなんですけど、全部が下まで開通した段階においては通り抜けの車とかもあるんで、その辺様子見ながらしっかり対応していただきたいと思います。また、これに関連したんですけど88号、来年の春ぐらいに全線開通というふうな今工事中、調整地の工事中になるんで全線ということなんですけど、これ大体、予定通り進んでいく予定なのかちょっとお伺いしたいと思います。

それとあわせてまして八次227号の方の新規認定ですよ、の終点側、88号に接続する部分については、ちょっと工事が必要になってくると思うんですが、これは工事をする前に認定してしまうんですか。

○弓掛委員長 行政土木課長。

○行政土木課長 八次88号線の国道側の方の道路改良の予定ですけども、一応今年度末を予定して工事を進めておりますが、議員おっしゃられるように調整地の工事と関連しますんで、そこら辺の状況をかんがみてですね、いきたいなというふうに思いますが、予定としては、今年度末を目指しておるといふようなところでございます。

それから、新しく市道認定するところの路線ですけれども、これについてはですね、議会の方でご承認いただきまして市道の認定をして工事が終わりましたら、今度は供用開始の告示とか、区域決定の告示という形になりますので、日程はしていただいとって、実際工事が終わって供用開始を告示させていただくというように予定しております。

○弓掛委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ないようでしたら、以上で現地確認を除く、議案第69号の審査を終わります。建設部の皆様、ありがとうございました。これより、現地確認を行いますので、委員の皆様は1階正面玄関へお集まりください。

午前11時14分 休憩

午後1時10分 再開

○弓掛委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。それでは、委員会審査報告書に沿って、討論採決を行います。これより、請願第1号「公共財としての種子を保存活用するための施策を求める意見書の提出について」の討論を行います。討論願います。

新家委員。

○新家委員 今回、請願に対して反対の立場で討論をいたします。請願事項は、公共財としての種子を保全・活用するための施策を求める意見書を広島県に提出をしてくださいということですが、内容の詳細について確認をさせてもらいましたら、あくまでも思いは、ジーンバンク事業を復活・継続させるということであろうと私は理解をいたしました。

先般、広島県議会において、予算特別委員会で、農研機構へ譲渡しない種子の活用方法の検討について農林水産局長から答弁がございましたが、譲渡を行わない種子については、直ちにすべてを廃棄するのではなく、利用者の皆様や市町など関係者のご意見を伺いながら、有効な活用方法について検討して参りたいと考えておりますと答弁をされております。その後、県内市町で受け付け、県内大学や各都道府県農業試験場に対して種子の活用について紹介し、10機関から、延べ2,674点の活用意向が示されたとお聞きしております。これらについて順次発送作業も行っているようですが、その後も2機関から問い合わせがあったり、また個人への配布も行われる段取りをされております。そういった広島県がとっておる今回の処置、何よりもですね、先の3月31日付で広島県ジーンバンクを閉鎖をしております。この請願が、この以前であれば、いわゆる閉鎖をする以前であれば、三次市議会から本日説明いただいた趣旨については十分理解できる場所もありますので、請願提出ということにもなるかとは思いますが、いかんせん、すでに廃止をされたものに対して、改めて請願者の趣旨に沿ったような請願を出しても、あまり効果がないといえますか、三次市議会としても力が出せないんじゃないかなという気がいたします。

それで広島県がこの廃止をした理由として、1つは財政上の問題と利用が低迷しておるといったことで、



先ほどの質疑の中でも確認しましたが、三次市の農家さんでの利用も極めて低いし、またこの広島県ジーンバンクは、全国他の都道府県ではあまり見られないような組織団体、また一方ではそれが優勢を持っていることに繋がるんでしょうけども、全国的に見ても、このようなジーンバンクの果たす役割というのは、そんなに多くの利用がないと想定できますし、何よりも三次市の農業政策に対する影響もそう大きくないと感じました。そして広島県が財政上の問題と利用が低迷しているということから廃止を決断されたということに対しては、いわゆる選択と集中という観点からたっても、広島県がとられた措置についても十分理解できますし、そのようなことを総合的に勘案して、本請願に対しては反対とさせていただきます。

○弓掛委員長 反対討論ございましたので、賛成討論よろしくをお願いします

伊藤委員。

○伊藤委員 公共財としての種子を保全・活用するための施策を求める意見書に賛成の立場で討論を行います。今日説明を受けた中で、いろいろジーンバンクのことからずっと説明をしていただきました。1万8,600点の種子があると。で、県が135点を県技術センターへ譲渡し、残りは廃棄し、ジーンバンクを廃止するという方針になっておること。この1万8,000点以上の種子をまずジーンバンクが持っていたというのは、これは大きな宝であり県民の財産であろうと思います。これを何とかジーンバンク廃止したからといって、廃棄してもいいものではないし、それをしないで欲しいというもうかなり緩やかな請願だと思います。これは。今後、食糧難ということも考えられるし、いろんな形で改良していく上でですね、役に立つものだと思います。これが確かに自由に使えるというのものもあるんですけども、これが種苗メーカーに行けば、遺伝子組みかえとかそういうものによって、本来もともとあったものがなくなってしまうということも懸念されます。そういう立場からしても種を残していくということが、せつかくあったものを残すということへの意見書を県に提出して、しっかり守ってもらいたいというのが私の考えです。ということで、賛成の討論といたします。

○弓掛委員長 ただいま賛成討論がありましたので反対討論をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第1号を採決いたします。

本案を、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○弓掛委員長 賛成多数と認め本案は採択すべきものと決しました。

なおこの請願の審査結果に至った理由、委員長報告に付すべき意見は、先ほどの質疑討論を中心にまとめることを正副委員長に一任していただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 それではそのようにさせていただきます。次に、議案第67号「三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)」について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより議案第67号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。次に、議案第69号「市道路線の認定及び変更について」の討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより議案第69号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。以上で採決を終わります。

次に委員長報告ですが、今回の議案2件について、付すべき意見があればお願いいたします。なお、ご意見は議案審査に係るものとしてください。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 それではお諮りいたします。委員長報告の案文作成につきましては、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ではそのようにさせていただき、後日タブレットへ入れさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の予定はすべて終了いたしました。これにて、産業建設常任委員会を閉会とします。

委員の皆様、ご苦労さまでした。

午後1時19分 終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和5年6月23日

産業建設常任委員会

委員長 弓 掛 元